

マイナンバーと税・社会保険との連動について

マイナンバー制度における行政機関との情報連携が浸透し始めております。具体的には、平成30年の4月には年金事務所が利用を開始し、10月には健康保険被扶養異動届についても記載が必要になりました。今後も引き続き、広がりを見せるマイナンバー制度について解説致します。

①マイナンバー制度とは、

マイナンバーとは、個人番号のことで国民一人一人に与えられる12ケタの番号（「通知カード」に記載される）のことで、これは住民票を有する方全員に交付されます。その使用目的は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の行政機関が保有する個人情報をつなげ、その内容を確認するために活用されます。

②マイナンバー制度のポイント

★国民の利便性の向上

これまで、市区町村役場、税務署、年金事務所など複数の機関を回って書類を別々に入手し、提出する必要がありました。マイナンバー制度の導入後は、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付書類が削減されるなど、手続きが簡単になります。

★行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続き、個人番号の提示、申請書への記載などが求められます。国や地方公共団体の間で情報連携が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続きが正確でスムーズになります。

★公平・公正な社会の実現

国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに生活上本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能となります。

③通知カードと個人番号カードについて

マイナンバーを収集する上で、「身元確認」と「番号確認」が必要になります。個人番号カードを提示する場合は、カード1枚で十分ですが、通知カードや住民票により「番号確認」を行う場合は、別途、運転免許証やパスポートにより「身元確認」をする必要があります。

④マイナンバーと税務・社会保険との連動について

○税務

住民税の申告、法定調書の届出に個人番号が利用されています。

○厚生年金保険

年金事務所では、年金番号に代わり、個人番号を使用して届出が出来るようになっています。

○健康保険

被扶養者の続柄確認のため、住民票、戸籍謄本の添付が必要でしたが、平成30年10月より、事業主が確認していることを前提に、マイナンバーを記載すれば、添付書類が不要になりました。

○雇用保険

平成30年5月より雇用保険に加入する際の記載内容が厳格化されています。届出の際、合理的な理由がある場合（退職済みで連絡が困難な場合など）を除き、必ずマイナンバーを記載しなければなりません。

上記のように、異なる行政機関等の間で個人情報のやり取りを行う準備が着々とすすんでいます。前年度の所得を年金事務所が直接確認し、健康保険の扶養認定が認められないケースや、副業があれば、合算した所得での社会保険料を納めるようなケースが考えられます。

⑤マイナンバーの運用と保管の注意点

マイナンバーの取扱についてガイドラインが内閣府より発表されていますので、不安がある場合は、今一度確認されることをお勧めします。

【運用面の注意点】

*利用目的の明示

*本人確認措置

従業員（情報提供者）へ、何のためにマイナンバーを収集するのかを明示しなくてはなりません。また、その収集したマイナンバーが正しいかどうか、本人のものであるかは事業主が確認するよう義務付けられています。

【保管面の注意点】

特定個人情報取扱規定の作成として

*基本方針の策定

*取扱規定等の策定

*安全管理措置

利用目的、取扱う者、取扱う場所、保管の方法と場所、利用するシステム、破棄の方法について規程を策定しなければなりません。従業員数が100人以下の事業者（中小規模事業者）については、軽減措置により、義務にはならないですが、取扱者の教育、また、従業員へ運用状況を正しく伝えるために策定することをお勧めします。